

# 平成 27 年度 税制改正要望

平成 26 年 10 月 30 日  
公益社団法人 日本農業法人協会

## 1. 農業経営基盤強化準備金の継続と拡充（所得税・法人税）

幅広いリスクに備え、経営の多角化を促進するために、農業経営基盤強化準備金制度を継続するとともに次のとおり拡充すること。

### (1) 取得（圧縮記帳）可能な資産の範囲拡大

農業経営の規模拡大を促進した場合、農地や農業機械だけでなく、農業経営に必要な建物・建物附属設備（農機具庫、農産物及び肥料・農薬保管庫、農産物調製施設、農産物処理加工施設、集出荷施設、直売施設、労働力確保施設など）、車両運搬具（軽トラック、セーフティローダーなど）、経営の効率化を図るために ICT 等を活用したスマート農業設備（ソフトウェアなどの無形固定資産を含む）や中古農業機械が必要となるため、これらについても準備金で圧縮記帳ができる対象資産として位置付ける。

### (2) 準備金の積立期間（取り崩し期限）の延長

経営規模拡大や設備更新等の投資を適切な時期に実施できるよう、積立期間を現行の 5 年から 10 年に延長する。

### (3) 対象交付金と対象者の拡大

現行の対象となる交付金は、水田・畑作経営所得安定対策などの土地利用型の交付金に限られていることから、養豚経営安定対策や鶏卵価格差補填金など畜産分野の経営安定対策の補填金も積み立ての対象に含める。また、農地中間管理機構が本格的に始動し、貸借による農地集積を促進するなかで農地の受け手が受領する地域集積協力金を準備金の対象とすることで地域集積協力金等が地域の担い手に配分されるようにする。

加えて、対象者に認定新規就農者や畜産経営を含めるとともに、農地中間管理機構による農地の再配分の結果として農業生産法人の要件を欠くこととなる事態に備えるため、農業生産法人を要件から除外し、対象者を認定農業者・認定新規就農者である法人又は特定農業法人とする。

### 【理 由】

経営の多角化・規模拡大が進む過程において、大規模な農業用施設などの設備投資が必要となることから、こうした建物や車両運搬具などについても準備金での取得を可能とするべきである。さらに、農地の取得や設備の更新には最適なタイミングがあり、これらに対応するため積立期間（取り崩し期限）の延長が必要である。

また、積み立て原資については、土地利用型に限定されており、口蹄疫などの家畜伝染病や飼料高騰などの大きな経営リスクにさらされている畜産経営については準備金の積み立てを行うことができない。こうした、畜産分野の経営安定対策の補填金や担い手である農地の受け手が受領する地域集積協力金などを対象交付金とすると共に、対象者要件を拡大することが必要である。

## 2. 農業生産法人の円滑な株式譲渡を促進する措置の創設（相続税・贈与税）

農業生産法人の円滑な事業継承を促進するため、退職等によって構成員要件を欠くこととなる株主等から自己株式を払込金額以上で取得した場合において、他の株主等に生ずる経済的利益にかかる贈与税及び当該株主等へのみなし譲渡課税について自己株式を譲渡または消却するまでの間、課税を留保する措置を創設すること。また、自己株式を後継者に譲渡した場合には事業承継税制（非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例）を適用できるようにすること。⇒[参考資料 1-1、1-2](#)

### 【理由】

農業生産法人には、農地法上の出資制限があり、その株式の流動性は乏しい。こうした中、創業者等の常時従事者が一定の年齢でリタイアしたり、農地中間管理機構を活用した結果、農地提供者の農地が他の担い手に再配分されたりした場合、農業生産法人の構成員要件を欠くことのないよう当該構成員の株式を直ちに譲渡させる必要がある。この場合、構成員要件を満たす後継者等に株式を譲渡することが望ましいものの、後継者等が十分な買取り原資を用意できない段階では、自己株式として農業生産法人が取得することが考えられる。

しかしながら、株式会社の場合には、純資産価額方式など税務上の原則的評価方式による時価で自己株式の取得が行われることが一般的であり、この場合、株式の時価によっては自己株式の取得により法人に多額のキャッシュアウトが発生して財務面で負担を強いられるだけでなく、譲渡した個人にもみなし配当課税による多額の納税を強いることになり、後継者等への円滑な事業継承の障壁となることが想定される。

こうしたことから、農業生産法人については、常時従事者の退職等の事由によって構成員要件を欠くことを防ぐため、自己株式としていわゆる払込金額（当該株式の1株当たりの資本金等（資本金＋資本剰余金））以上で取得する場合について取得価額が時価を下回ることで生ずる他の株主等への贈与税の課税及び当該株主等へのみなし譲渡課税を留保する措置を創設するとともに、後継者が自己株式を買い取った場合には事業承継税制を活用できるようにし、円滑な事業承継等が行えるようにすることが必要である。

## 3. 経営再建を促進する「農畜産業再建投資損失準備金制度」の創設（法人税）

同業他社の経営再建を支援する目的で出資した農業法人に対し、当該出資額を基準とした限度額以内の積立額の損金算入を認める準備金制度を創設すること。⇒[参考資料 2](#)

### 【理由】

とくに畜産経営の場合、近年、新規立地を確保することが難しくなっている中、畜産経営の倒産によってその立地を喪失することを未然に防ぎ、日本の畜産全体の生産力をできる限り維持していくことが重要である。このため、農業経営が倒産に至る前に同業の優良経営から優れた生産技術やノウハウと資本を投入して経営を再建する取り組みを促進する税制措置が必要である。

平成 26 年度税制改正により、ベンチャーファンドを通じてベンチャー企業へ投資した企業について出資額の 80%を上限に損失準備金を積み立てた額を損金算入する「ベンチャー投資促進税制」が創設されたが、農業においても同様の仕組みの税制措置が必要である。ただし、生産技術やノウハウの移転のためには、ファンドを通じてではなく

直接、投資する必要がある、また、経営再建が目的であることから出資額の 80%ではなく 100%の積み立てを可能とすべきである。

#### 4. 地域の農地維持活動に対する非課税措置の創設（法人税）

農地を賃貸した個人も参加して畦草刈りや水路掃除など農地の保全活動を行う、地域資源管理法人（一般社団法人：非営利型法人）が行う農作業に係る請負業については法人税の収益事業から除外すること。

##### 【理由】

大規模な農業経営を育成するには、畦草刈りなどの周辺作業に従事する者を外部に確保していくことが欠かせず、こうした活動はこれまで集落機能に依存してきた。しかし、集落機能の低下に伴ってその存続は危ぶまれる状況にある。

また、日本型直接支払（多面的機能支払）や地域集積協力金の創設を踏まえて、利用権設定をした地権者が参加した一般社団法人（非営利型法人）などを組織して農地管理作業を実施し、耕作者でなくても恩恵を受けられるようにすることで、担い手への農地集積を促進する必要がある。しかしながら、一般社団法人（非営利型法人）が、日本型直接支払や地域集積協力金を原資として農地等の管理活動を行っても収益事業に当たらず、法人税の申告を要しないものの、農業法人等から畦畔の草刈りや水稲の水管理などの作業を受託した場合には請負業（収益事業）として区分経理が必要となるため、赤字であっても法人税の申告が必要になるなど事務負担が大きくなる。

現行税制では、議決権総数の半数以上が地方公共団体により保有されている非営利型の一般社団法人など「特定法人」について農作業のために行う請負業が収益事業から除外されているが、地方公共団体が議決権を有しない一般社団法人（非営利型法人）が農作業のために行う請負業についても収益事業から除外すべきである。

#### 5. 消費税の単一税率の維持と現物給付（フードカード）による逆進性緩和措置の創設（消費税関連対策）

消費税の単一税率を維持し、軽減税率を導入しないこと。また、逆進性緩和対策についてはフードカードによる食料品の現物給付など農業者の事務負担の増加を招かない措置を講じること。さらに、消費税引上げに伴う不当な値引き強要を防止するため、行政による監視・指導を強化し、価格転嫁を担保すること。

##### 【理由】

消費税の逆進性を是正する必要があるが、軽減税率を導入した場合、インボイス導入など事業者の事務負担増加というデメリットが大きい。このため、例えば米国のフードスタンプ制度をモデルとして食料品購入にのみ使用できる「フードカード」（仮称）を低所得者に給付する制度を導入することで逆進性緩和対策を講じることが必要である。

また、消費税の引き上げに対して、不正な価格交渉が行われないよう、行政の監視・指導が徹底されるべきである。

#### 6. 実態に併せた減価償却期間と償却方法の設定（法人税、所得税）

平成 20 年度税制改正によって農業用設備の法定耐用年数は一律 7 年に見直された

が、畜産の現場などではアンモニアや塩分等の影響によって、機械が3年も使用できない場合がある。そのため、農水省等であらかじめ種類や利用形態を指定したうえで、実態に即した耐用年数を設定し、納税者(使用者)が届出によってこれを選択できる制度を設けること。

また、将来に大きな費用を残さず財務の健全性を図ることが可能な定率法については制度を維持させること。

#### 【理由】

法定耐用年数については、平成20年度改正によって、性能向上による耐用年数の長期化傾向などを受けて大幅に簡素化された。一方で、畜産経営などの減価償却資産の中には実際に3年程度しか使用できないものもある。「耐用年数の短縮の承認申請書」による手続きは、中小企業者である農業者の負担が大きいため、減耗に応じて費用化するという会計上の考え方からしても、実態に即した耐用年数を簡素な手続きで選択できる制度が求められる。

また、現行の減価償却制度は、定額法・定率法の2種類の償却方法を選択することができる。定率法は耐用年数の初期に多額の減価償却費を計上することになり、投下資本の早期回収に役立つ。一方で、後半には減価償却費が減少することで、費用負担が軽減され、企業の設備投資を促す効果が期待できる。こうした観点からも減価償却方法として定率法を維持することが必要である。

### 7. 相続税・贈与税の納税猶予農地が農道に転用された場合の納税猶予の継続措置（相続税・贈与税）

納税猶予を受けた農地を転用して農作業道の拡幅等を行った場合に納税猶予を継続する措置を設けること。

#### 【理由】

機械の大型化などに伴い作業の効率化のために農作業道の拡幅が必要となるが、納税猶予を受けている農地を転用して農作業道の拡幅を行う場合に、地域の税務署などの運用によっては農地の納税猶予が打ち切られることが障害となり、都市近郊農地では土地改良事業が進まなくなっている。特に、納税猶予の適用判断が地域の税務署などで異なる運用がなされている場合、経営耕地の多くが借入農地である大規模経営体においては、地主の了解を得て地域の税務署などと協議することは、借り手という立場から困難である。相続税においても公共の用に供する私道の価額は評価しないことになっており、これに担税力を求めるのは不合理である。

### 8. 相続税納税猶予制度の市街化区域への拡充と農地底地権の物納制度の創設（相続税・所得税）

市街化区域内の農地、農業用施設用地、屋敷林等について農業振興を図り緑地を保全すべき土地として位置付ける「緑農地制度」や都市農業の振興を目的とした基本法を早急に制度設計することが必要である。その中で農業用施設用地及び屋敷林等について評価額の減額など固定資産税や相続税の軽減措置を講ずるとともに、市街化区域においても、農地を賃貸しても相続税納税猶予が継続する制度にすること。

また、永小作権や地上権に基づいて農地・農業用施設用地等の利用を継続しながら、相続人が底地所有権を物納することによって納税資金を準備しなくても相続に対応し得る制度の創設を求めるとともに、農地・農業用施設用地等の永小作権・地上権の農業法人への無償譲渡や現物出資に係る譲渡所得課税の特例措置を講ずること。

#### 【理由】

都市農地については、農産物の供給機能と同時に地域住民の災害時の避難場所や食育など教育の場、緑地としての憩いの場など多様な価値に着目し、都市農業の維持に必要な農業用施設用地や屋敷林なども含めた税の軽減措置によって市街化区域内農地を維持する必要がある。

農地法改正に伴い、市街化区域以外においては、農地を貸しても相続税納税猶予が継続する制度が実現したが、市街化区域内において農地を貸しても相続税納税猶予が継続する制度の実現を求める。

また、農業の継続意思の証を示したい都市農業者のために、相続税納税猶予とは別の選択肢を用意する必要がある。

### 9. 所有権移転登記の税率軽減措置の適用期限の延長（登録免許税）

農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により、農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率軽減措置の適用期限を延長すること。

#### 【理由】

農用地区域内の農用地の積極的な活用は、食料生産力を高める有効な方策の一つであり、農業経営者が農用地区域内の農地を取得して経営の改善を進めるための支援策は継続させること。

### 10. 農業振興地域内の土地取得の際の課税標準特例の適用期限の延長（不動産取得税）

農業経営者が農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき、農業振興地域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。

#### 【理由】

農業振興のためにも農地を取得して集積を図り、経営改善を図るための支援策は継続させること。

### 11. 軽油取得税の課税免除特例措置の延長（軽油取得税）

資材コストが高止まりするなかで、食料安定供給のため軽油の免税継続を。

#### 【理由】

軽油は、トラクターや田植機、管理機、コンバインなど機械化が進む農業において不可欠の燃料である。特に近年の軽油を含む燃料価格は高止まりしており、農業経営を圧迫している。食料の安定供給のため、軽油の免税継続をすべきである。

# 《農業生産法人の円滑な株式譲渡を促進する措置の創設(イメージ)》

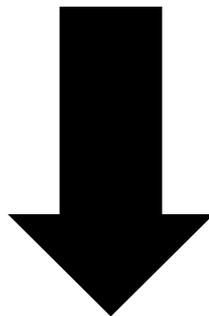
## ○現状の構成員等

構成員	構成員要件	払込(額面)金額	純資産価額
A氏(個人)	常時従事者	5百万円	75百万円
B氏(個人)	農地権利提供者	2百万円	30百万円
C氏(個人)	常時従事者	2百万円	30百万円
D氏(個人)	基幹的農作業委託者	1百万円	15百万円

## ○現状の貸借対照表

資産	負債
200百万円	50百万円
	<b>純資産</b>
	150百万円 (内、資本金:10百万円 内、利益剰余金:140百万円)

- ・A氏が高齢となり、常時従事者としてリタイア。
- ・個人が所有する株式を払込(額面)金額で、法人(自己株式)に譲渡。



### 【税制改正要望事項】

- ① **みなし譲渡課税・贈与税の留保**
- ② 後継者等(既存構成員含む)が(株)協会の自己株式を買取った場合、**事業継承税制**を活用できる仕組みに。

## ○A氏が株式を払込(額面)金額で譲渡した場合

構成員等	構成員要件	払込(額面)金額	純資産価額
A氏(個人)	-	0百万円	0百万円
B氏(個人)	農地権利提供者	2百万円	58百万円
C氏(個人)	常時従事者	2百万円	58百万円
D氏(個人)	基幹的農作業委託者	1百万円	29百万円
(株)協会(自社株)	-	<b>5百万円(金庫株)</b>	0百万円

みなし譲渡課税・贈与税の課税価額
70百万円
28百万円
28百万円
14百万円

## ○株式譲渡後の貸借対照表

資産	負債
195百万円	50百万円
	<b>純資産</b>
	145百万円 (内、資本金:10百万円 内、利益剰余金:140百万円 内、自己株式(控除):▲5百万円)

※仮定:株式の評価は、純資産価額方式とし、純資産の総額を相続の評価額と仮定。

## ○株式譲渡対象金額の範囲

純資産価額等  
(例:75百万円)

↑(以上) ※みなし譲渡・贈与税は発生しない。

↓(未満)

みなし譲渡・贈与税の  
税額留保等の対象範囲

払込額  
(例:5百万円)

↑(以上)

↓(未満) ※株式譲渡をする者にとってはマイナス(イメージ)。

## ○払込金額(以上)とする理由

- ①「払込額」を対象とすると範囲が限定的になる。
- ②「払込額」以下とすると株式譲渡をする者にとっては、額面も受け取ることが出来なくなる。
- ③「払込額」以上とすると会社によっては柔軟な金額設定できる。

# 《経営再建を促進する「農畜産業再建投資損失準備金制度」の創設(イメージ)》

○出資前後の貸借対照表の変化

【A社の貸借対照表】

資産	負債
5,000万円	5,500万円
	純資産
	▲500万円

【B社の貸借対照表】

資産	負債
3億円	2億円
	純資産
	1億円



資産	負債
6,000万円	5,500万円
	純資産
	500万円
	(内、B社出資額1,000万円)

資産	負債
3億円	2億1,000万円
(内、A社の株式1,000万円)	(内、農畜産業再建投資損失準備金1,000万円)
	純資産
	9,000万円
	(農畜産業再建投資損失準備金繰入1,000万円を損金算入(費用)として計上)

**【税制改正要望事項】**  
 出資金の損金算入  
 ※一定期間経過後、経営再建した場合には、準備金は複数年(例は5年)かけて収入として計上。

○経理処理の方法(仕訳)

【出資した際の仕訳処理(B社の仕訳処理)】

	借方		貸方	
	科目	金額	科目	金額
A社に出資時	(A社出資金)	1,000万円	(現金)	1,000万円
準備金積立時	(農畜産業再建投資準備金繰入)	1,000万円	農畜産業再建投資準備金	1,000万円

二定期間経過後

	借方		貸方	
	科目	金額	科目	金額
A社の経営再建時	(農畜産業再建投資準備金)	200万円(1年目) 200万円(2年目) 200万円(3年目) 200万円(4年目) 200万円(5年目)	(農畜産業再建投資準備金戻入)	200万円(1年目) 200万円(2年目) 200万円(3年目) 200万円(4年目) 200万円(5年目)
A社の倒産時	(農畜産業再建投資準備金)	1,000万円	(農畜産業再建投資準備金戻入)	1,000万円
	(投資損失)	1,000万円	(関連会社株式(A社出資金))	1,000万円